

第5次

さっぽろ子ども 未来プラン

令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)



はじめに

子どもたちは、誰もがかけがえのない存在であり、生まれながらにして「権利の主体」です。子どもが毎日を生き生きと過ごし、伸び伸びと成長・発達していくことができるよう、全ての子ども・若者が各自の置かれた環境に左右されることなく、挑戦の機会に恵まれ、自分らしく幸せに生活できる社会の実現が望まれます。また、共働き世帯が更に増加し、父母ともに子育てを行う「共育て」が増える中、ワーク・ライフ・バランスの推進など、子育て当事者が安心して子育てできる環境の充実が必要です。

札幌市では、平成16年9月に、子ども・子育て支援分野の総合計画として「さっぽろ子ども未来プラン」を策定後、平成21年4月に施行した「子どもの最善の利益を実現するための権利条例」の理念を通底理念とし、子ども・若者・子育て当事者のための施策を総合的に進めてまいりました。

一方、子ども・若者や子育て当事者を取り巻く環境は大きく変化しており、ヤングケアラーや困難な状況にある若年女性への支援といった新たに顕在化した課題の解決、妊娠期からの切れ目のないサポート体制の充実、更には子どもの貧困の解消や、子育て・家計等において厳しい状況に置かれているひとり親家庭に向けた取組が求められています。

こうした課題を踏まえ、このたび、子どもの権利保障や子ども・若者及び貧困世帯やひとり親家庭を含めた子育て当事者への施策をより一体的に推進するため、関連する計画を統合し「第5次さっぽろ子ども未来プラン」を策定いたしました。この計画では、子ども・若者・子育て当事者の視点に立って、地域資源の活用や組織横断的な連携により、貧困と格差の解消を図り、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行ってまいります。

この計画の基本理念を達成するためには、行政のみならず、市民の皆さま、地域コミュニティ、教育機関、企業、そしてボランティア団体など、多様な主体との協力と連携により、子ども・若者・子育て当事者を社会全体で支え「こどもまんなか社会」の実現を目指してまいります。引き続き、ご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、この計画の策定に当たり、札幌市子ども・子育て会議や札幌市子どもの権利委員会の委員をはじめ、各調査にご協力いただいた皆様、パブリックコメントに意見を寄せていただいた多くの子どもたちや市民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

令和7年（2025年）3月

札幌市長 秋元克広



▶ 目次

| | |
|--|-----------|
| 第1章 計画の策定 | 1 |
| 1 計画策定の背景及び趣旨 | 1 |
| 2 計画における「子ども」の定義 | 6 |
| 3 計画の位置づけ | 6 |
| 4 計画の対象 | 7 |
| 5 計画期間 | 7 |
| 第2章 札幌市の現状 | 8 |
| 1 前計画の実施状況 | 8 |
| (1) 前計画全体の成果指標の達成状況 | 10 |
| (2) 前計画の各基本目標の主な取組結果 | 11 |
| (3) 前計画の総括 | 19 |
| 2 札幌市の子ども・若者、及び子育て当事者の現状 | 20 |
| (1) 子ども・若者を取り巻く現状 | 20 |
| (2) 子育て当事者の現状 | 38 |
| 3 前計画及び調査結果等を踏まえた課題と取組の方向性 | 49 |
| 第3章 計画の推進体系 | 54 |
| 1 基本理念 | 54 |
| 2 基本的な方針 | 55 |
| 3 基本目標 | 55 |
| 4 計画体系 | 56 |
| 5 成果指標 | 58 |
| (1) 計画全体の指標 | 58 |
| (2) 各基本目標の基本施策ごとの指標 | 59 |
| (3) 主な活動指標 | 61 |
| 第4章 具体的な施策の展開 | 63 |
| 基本目標1 子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実 | 64 |
| 基本目標2 ライフステージの各段階における環境の充実 | 91 |
| 基本目標3 子育て当事者への支援の充実 | 107 |

第5章 子どもの貧困の解消に向けた対策計画 …… 117

| | |
|-------------------------|-----|
| 1 現状と課題 …… | 117 |
| (1) 子どもの貧困率 …… | 117 |
| (2) 札幌市の子どもの生活の実態 …… | 118 |
| (3) 実態調査から見えてきた課題 …… | 122 |
| 2 計画の推進 …… | 123 |
| (1) 基本目標 …… | 123 |
| (2) 計画の対象 …… | 123 |
| (3) 施策の展開に当たっての共通の視点 …… | 123 |
| (4) 施策体系 …… | 124 |
| (5) 成果指標 …… | 125 |
| 3 具体的な施策の展開 …… | 126 |

第6章 ひとり親家庭等自立促進計画 …… 134

| | |
|--|-----|
| 1 前計画の実施状況 …… | 135 |
| (1) 計画全体の成果指標の達成状況 …… | 135 |
| (2) 各基本目標の主な取組結果 …… | 135 |
| (3) 前計画の総括 …… | 139 |
| 2 現状と課題 …… | 140 |
| (1) ひとり親家庭を取り巻く状況 …… | 140 |
| (2) ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査（令和4年度調査） …… | 141 |
| (3) 施支援者ヒアリング（令和6年度調査） …… | 147 |
| (4) 課題の整理 …… | 148 |
| 3 計画の推進 …… | 149 |
| (1) 施策体系 …… | 150 |
| (2) 成果指標 …… | 151 |
| 4 具体的な施策の展開 …… | 152 |
| (1) 基本目標1 子育て・生活支援の充実 …… | 152 |
| (2) 基本目標2 就業支援の充実 …… | 153 |
| (3) 基本目標3 養育費の確保及び適切な親子交流（面会交流）の推進 …… | 154 |
| (4) 基本目標4 経済的支援の推進 …… | 154 |
| (5) 基本目標5 利用者目線に立った広報の展開 …… | 155 |

第7章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画 …… 156

| | |
|-----------------------------------|-----|
| 1 教育・保育及び地域子育て支援事業に関する需給計画について …… | 156 |
| 2 教育・保育提供区域の設定 …… | 156 |

| | | |
|----------|---|------------|
| 3 | 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業 | 156 |
| | (1) 教育・保育 | 156 |
| | (2) 地域子ども・子育て支援事業 | 157 |
| 4 | 教育・保育の提供（「量の見込み」及び「確保方策」） | 158 |
| | (1) 「量の見込み」の基本的な考え方 | 158 |
| | (2) 提供体制（供給量）の「確保方策」の基本的な考え方 | 158 |
| | (3) 教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」（全市） | 159 |
| 5 | 地域子ども・子育て支援事業の提供（「量の見込み」及び「確保方策」） | 162 |
| | (1) 利用者支援事業 | 162 |
| | (2) 時間外保育事業 | 163 |
| | (3) 放課後児童健全育成事業 | 163 |
| | (4) 子育て短期支援事業（ショートステイ） | 164 |
| | (5) 地域子育て支援拠点事業 | 164 |
| | (6) 一時預かり事業（幼稚園型） | 164 |
| | (7) 一時預かり事業（幼稚園型を除く。）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く。）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ） | 165 |
| | (8) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業） | 165 |
| | (9) 子育て援助活動支援事業（就学後） | 166 |
| | (10) 乳児家庭全戸訪問事業 | 166 |
| | (11) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 | 166 |
| | (12) 妊婦に対して健康診査を実施する事業 | 167 |
| | (13) 子育て世帯訪問支援事業 | 167 |
| | (14) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） | 168 |
| | (15) 産後ケア事業 | 168 |
| 6 | 提供区域ごとの「量の見込み」及び「確保方策」 | 169 |
| | (1) 中央区 | 169 |
| | (2) 北区 | 172 |
| | (3) 東区 | 175 |
| | (4) 白石区 | 178 |
| | (5) 厚別区 | 181 |
| | (6) 豊平区 | 184 |
| | (7) 清田区 | 187 |
| | (8) 南区 | 190 |
| | (9) 西区 | 193 |
| | (10) 手稲区 | 196 |

| | |
|-------------------------------------|------------|
| 第8章 計画の推進 | 199 |
| 1 計画の推進体制 | 199 |
| (1) 庁内の推進体制 | 199 |
| (2) 様々な主体との連携による計画の推進 | 199 |
| 2 計画の進行管理・評価 | 199 |
| (1) 計画の進行管理 | 199 |
| (2) 附属機関による評価の実施 | 199 |
| 3 計画の見直し | 199 |
| 参考資料 | 200 |
| 1 計画の策定経過 | 200 |
| 2 附属機関について | 201 |
| (1) 札幌市子ども・子育て会議 | 201 |
| (2) 札幌市子どもの権利委員会 | 202 |
| 3 各種調査結果 | 203 |
| (1) 札幌市子どもに関する実態・意識調査 | 203 |
| (2) 札幌市就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査 | 204 |
| (3) グループヒアリング調査 | 205 |
| 4 子どもからの提案 | 206 |
| (1) 子どもからの提案・意見募集ハガキ | 206 |
| (2) 子ども議会 | 206 |
| (3) ユニセフ・札幌ラブウォーク | 207 |
| 5 キッズコメント・パブリックコメント手続き | 208 |
| (1) 意見募集期間 | 208 |
| (2) 意見募集方法 | 208 |
| (3) 資料配布・閲覧場所 | 208 |
| (4) キッズコメント（子どもの意見）の内訳 | 209 |
| (5) パブリックコメント（大人の意見）の内訳 | 210 |
| (6) 意見に基づく当初案からの変更点 | 211 |